[一般論文]

台湾総督府の殖産政策における史料学的分析

台湾統治初期の「殖産報文」と「復命書」からの考察

京

子

東 Щ

はじめに

おわりに

三、台湾総督府組織の改編と殖産部 二、「殖産報文」と「復命書」との関係 一、台湾総督府における技師の役割 はじめに

目

次

産上二関スルヲ以テ今之ヲ本書ニ収ム」との記述がある。

陸軍混成旅団支隊附ニテ澎湖島滞在中大本営ニ対スル報告ノー部分トシテ混成支隊長提供ニシタルモノ事固ヨリ殖

これは、技師の田代安定が陸軍混成旅団支隊附で澎湖島の調査を行っていることを語ったもので、このことから、

陸軍の調査においても、軍人だけではなしに殖産に関する専門家が雇員として参加していたことがわかる。

での参考資料や判断材料とはいえ、それらの多くは、 が添えられていたことから、政策そのものが科学的、 あり、それによって台湾総督府の殖民並びに殖産に関する政策決定の判断材料に供することにあった。 台湾島内の踏査には、 台湾島の地形や住民調査のほかに、 専門家による調査結果を踏まえた科学的分析に基づく意見書 客観的根拠に基づいて決定されていったということもいえよ 各地域における農業や産業などに関する実状の把握も 勿論、 そこ

各地域の調査を行ってきた殖産部において、 のかについて、 本稿では、台湾総督府における殖産殖民政策に対する総督府実務官僚としての技師の役割について、 殖産部の報告書である「殖産報文」および「復命書」 台湾総督府の組織改編がこの殖産部の調査にどのような影響を与えた から明らかにしていきたい。 また、

う。

一、台湾総督府における技師の役割

ると、 明治二八年六月一一日に、 四月二日に月俸三〇円にて陸軍省雇に命じられ、 混成支隊長比志島義輝は台湾総督樺山資紀に次のような上申をなしている。 同日、 陸軍混成旅団支隊附で澎湖島調査に加わった田代技

大本営ヨリ当支隊へ属セラレ爾来専ラ植物上ノ調査ニ従事シ其澎湖島ニ関スル報告ハ澎湖列島行政長官田中綱

て利益があるとした申進書であった。

田代が四月二日に混成旅団支隊附を命じられたことについて、

ルニ極メテ精確 常二差廻置候同人ハ曾テ南洋諸島ヲ巡歴シ又尤モ好ク琉球及ヒハ重山列島事物ニ通スト云ヒ其調査報告ヲ閲ス

であり 徒ラニ理論ニ流レズ実用ニ適スルモノト認メ候間総督府ニ御採用相成候得バ値産上利益多カルベシト被存候此

として、理論に流されず収集した情報を精確な調査報告書に纏めるという田代を総督府に採用すれば総督府にとっ 段申進候也

に於て、同島地理民情及植物調査に従事し、検察報文、植樹意見を大本営に提出す。(時に翁三十九歳) 同年四月四日広島大本営を発し、佐世保軍港を経て、同月十五日澎湖島比志島混成支隊部下に属し、 同司令部

とあることから、 として纏めて大本営に提出していた。これらを併せた報告書が、 田代は、澎湖島の地理や民情そして専門である植物の調査を行い、「検察報文」と「植樹意見」 前述の「澎湖列島検察報文殖樹意見」となる。

同 六月三日台湾受渡済に付、澎湖島を引揚げ基隆港に向ふ。 五日樺山総督基隆著総督府を旧税関内に仮設し同日上陸

田代は、五月五日に混成支隊付を免じられ澎湖島政庁付を命じられ、その後

同 十日旧政府汽車試運転に際し、同僚四、 五名と共に先発、 台北城に入り旧撫台府構内庁舎に滞留す。

同 十四日樺山総督一行台北著、 同日より事務を執り、十七日始政式挙行せらる。

Ļ 台湾総督府に配属されるまでを田代自身が記録している。

302 課兼林務課勤務を命じられて、同月の一二日には台東地方へ出張している。この出張は れている。その後、明治二九年七月二四日付で台湾総督府民政局技師に定員外で任用され、 田代は、六月一八日に台湾総督府民政局付で採用され、同日付で殖産部付を命じられ、九月八日に雇員に任命さ 八月八日に殖産部

八月十七日拓殖兼鉱務課技師成田安輝、同技手阪基、 農商課技手堀駿次郎の三氏と共に発足し、 基隆を経て一

しており、台東において田代を含めて四名の技師および技手により各々の担当の調査を行っていた。 その後、明治三一年七月二八日に、宮内次官河口武定より台湾総督府民政長官後藤新平に対して、 隆港を経て帰府® 十日花蓮港に著し、 同日より各担当の調査に従事し、十二月十二日花蓮港に於て汽船千田丸に搭乗し二十日基 田代の植物調

査の嘱託依頼電報が送られ、この依頼について、後藤長官から差し支えない旨の返電を翌日に送信しており、 百円」で、同四一年一二月三日まで勤めている。 日に嘱託を命じられている。この宮内省における植物調査の嘱託は、「新宿植物御苑植物調査及採集の為年給」 台湾総督府の殖産課における田代は、三一年四月に植物調査のために台北県管内を、 同年九月には拓殖事務並に

の恒春庁出張の目的は、 台東県、翌年三月には宜蘭庁、同年四月には台北県と台中県、そして、同年一〇月には恒春庁へ出張している。こ 林業視察のために台南県及び澎湖庁管内へ、翌年四月にも森林調査のために台北県を、 「前に建議中の恒春熱帯植物殖育場創設の件、 採用につき其著手準備の為」であり、 同三三年三月には台南県と 翌年

六日には、 しかし、明治四三年六月二〇日には、 民政部殖産局附属熱帯植物殖育場規程の廃止により殖育場兼務は消滅し、 「恒春熱帯植物殖育場を引揚げ殖産局林務課に帰任」 九日後の二五日には民政部 しており、 翌年五月

民政部殖産局林務課兼恒春熱帯植物殖育場の勤務を命じられている。

一月には、

殖育場であった。 の台湾に於て愈々之を実行した。 て、思ふ存分に仕事をする様になつた。翁は八重山から得た経験と、八重山で立てた計画方針を携へて、 八重山島に十数倍の熱帯地を日本は獲得した。翁は次いで抜擢せられ、帝国領土の最南門戸たる此の台湾に於 それについては 恒春熱帯植物殖育場が即ちそれである。

モ悉ク本書ニ集マルト云フモ過言ニアラザル観アリ」と記されているように、田代が最も力を注いだ著作であり、 第六輯に纏められた。この報告書については、「本篇ハ先生ノ最モカヲ尽サレシ著述ニシテ晩年ニ至ル実験モ薀蓄 しまう。田代が著した「恒春熱帯植物殖育場報告」は、明治四四年から大正六年までの七年間をもって第一輯から おける恒春熱帯殖育場しかなかった。だが、この殖育場は、明治三四年から同四四年までの一○年間で幕を閉じて このように、それまでの田代の植物調査における経験を生かす植物殖育の計画を実施できる場所は、この台湾に

台湾総督府の殖産政策における史料学的分析 (東山) 翌年三月には鹿児島の高等農林学校兼用農学科熱帯農業講師の嘱託も解かれた。 れている。この嘱託の任務は、同八年六月二八日に解かれたが、同一〇年八月には星製薬株式会社の嘱託に就いて これまでの植物殖育の研究成果の総括であったことがわかる。 高等農林学校兼用農学科熱帯農業講師を担任している。 同四年二月二七日には慢性マラリア症により依願退職し、 しかし、 田代はその後も、林業に関する仕事に従事し、明治四四年一〇月と大正二年六月および翌年五月には、 退職後の大正五年三月一八日には、再び林業に関する事務を嘱託され民政部殖産局林務課勤務を命じら 鹿児島の

おいて、 規那栽培に関する指揮監督としての試験を任されたためである。この嘱託の任務は、 同一五年に解かれ

星製薬が規那樹の植付と苗木の養成のために開設した高雄州潮州郡下蕃地ライ社の農場に

いる。これについては、

里の鹿児島において死去するまでの功績は顕著である。翌年には、田代を顕彰するために「故田代安定翁功績表彰 その後は同会社の顧問に就いていた。 してからというもの、植林の専門家として、森林調査および植物殖育に従事してきた。 このように、田代は、生涯を通じて植林の調査研究を行ってきた。 台湾においても、 昭和三年三月一六日に、 陸軍とともに澎湖島に上陸

記念碑建設発起人」が発足し、一一月九日に「田代安定君碑」の竣工式を盛大に行っている。

記念碑は、三板橋の日本人墓地の第七代台湾総督明石元二郎と第三代台湾総督乃木希典の母の墓碑に隣接した榮

域に、大正五年に病死した妻の石碑「田代朔子刀自之碑」の横に建設された。

この竣工式について、台湾日日新報は、「故田代安定翁の『記念碑』落成式けふ三板橋碑前に挙行」という見出

しを掲げ

昨年三月物故した元総督府技師田代安定翁は熱帯植物学の権威者で本島拓殖の開祖である。それで氏の逝去後 新渡戸博士を初め知己故人門下生等相謀り台北三板橋墓地に記念碑を建設中であったがこの程竣功したので九

日午後一時半から墓前で盛大な落成式を挙行する

さは三、六メートルで幅は一、九メートルの見事な記念碑であったとのことである。 と発表された。この碑の設計は井手薫、 碑文は尾崎秀真、碑名は新渡戸稲造の揮毫で、 士林の天然石を使用し、

責任感を持って実現させていったということが、田代の生涯を通して知ることができる。 これまで見てきた田代の台湾における植林事業に果たした功績については、台湾総督府技師官僚としての役割を

について見ていきたい。 では、次に田代が技師を務めた殖産部が刊行した殖産報文と台湾総督府公文類纂に綴られた調査復命書との関係

を行っている。 台湾統治の初期段階において、 台湾領有初期に、 その調査は、 台湾総督府殖産部は、 台湾総督府の政策決定および政策を遂行する上で、必要な情報源であり、 台湾総督府の地方庁の職員や殖産部の技師・技手などが各地域へと出張をして調査 少なくとも「殖産報文」として八冊の殖産事業報告書を刊行している。

わかる ための調査であった。つまり、これらの報文は、台湾総督府が進めていく政策決定のための報告書であったことが その遂行の

台湾総督府の殖産政策における史料学的分析 (東山) 調査は、 これらは、 水産・林業・鉱 殖産部が編纂した「殖産報文」は、明治二九年から同三三年にかけて発行 (届出) されたものであるが、 同二九年調査による水産・林業・鉱業・商工業・農業・糖業・度量衡・殖民と同三〇年調査による農業 総督府の殖産部員が詳細に行った踏査調査および地方庁の職員が行った調査を基に編纂されたものであ |業・殖民および同三〇年三| 年調査による漁業・塩業・林業・農業・拓殖に関するものであった。

体を把握し、統治政策に役立てるために行ってきた各地域の調査復命書とは、どのような関連があるのだろうか。

「殖産報文」を政策決定のための報告書として編纂されたと考えると、台湾総督府が台湾島全

このように、この

これらの報告のなかで林業に関しては、第七の「台湾森林一斑」 の「生蕃ト森林トノ関係」 の中において次のよ

ಠ್ಠ

うに記述されている。

305 生蕃ト森林トノ関係ニ就キ蕃人ハ森林ヲ保護スルモノナルヤ (一) 将タ森林ヲ荒廃スルモノナルヤ (二)

<u>ノ</u>

点ハ従来世人ノ着目探討ヲ経シトコロナルカ未タ確乎タル判断ヲ予フルモノナシ而シテ是レ実ニ本島森林経営

上ノ大問題ニシテ先ツ之ニ対シ明瞭ナル答案ヲ与ヘタルノ後始メテ森林経営ノ方針ト適切ナル施業ノ方法ヲ講

スルヲ得ヘキナリ

経営の須要と利益を射影させることで、誘導化育する、ということを行った上で、森林事業の方針を立てることの 必要性を説いている 林業と原住民との関係は、 森林の保護者であり破壊者である原住民のことを理解した上で、彼らの脳裡に森林

産上ノ鄙見ヲ叙シ置カシ」として 次いで、第八の予察報文の「台東殖民地予察報文緒言」の最後に、田代技師は、「台東ノ将来ニ対シ簡約ニ其殖

業ヲ以テ主眼トシ茶業、藍、麻、 台東ノ利源ヲ大別スレハ林産、農産、礦産、水産ノ四元ニ帰ス然リ而シテ林産ハ樟脳、木材トシ農産ハ実ニ糖 護謨、 茄菲、 果実、薬草、煙草、草綿、 米穀、牛馬ヲ以テ副産物ニ充ルニ適

業の急要性を強調している と、早急に台東の開拓を行うことで、 林産・農産・鉱産・水産の産業に利源を求められるとして、特に官設土木事

に綴られた「復命書」を一覧表に纏めると表一のようになる。 されたものと、台湾総督に報告された「復命書」がある。「殖産報文」の内容と、その内容と関連する「公文類纂 ものであった。これら台湾各地域の調査をまとめた刊行物が「殖産報文」であるが、 開などの、台湾の住民生活におけるあらゆる政策を決定する上で重要なものであり、 このように、殖産に関する調査は、 台湾への移住と台湾の資源開発や漁業・林業・農業・鉱業などの事業への展 調査報告書はこの報文に編纂 早急に行わなければならない

表 殖産報文と台湾総督府文書の対称表

模型	307 台灣総督府の殖産政	1	3 4323 111	(果山)			
 造手続 新竹支庁原務課員報告・殖産課員 大手萱場三郎・技手馬場納次郎復命 大手萱場三郎・技手馬場納次郎復命 大手萱場三郎・技手馬場納次郎復命 大子萱場三郎・技手馬場納次郎復命 大子萱場三郎・技手馬場納次郎復命 大子萱場三郎・技手馬場納次郎復命 大子萱場三郎・技手馬場納次郎復命 大子萱場三郎・技手馬場納次郎復命 大子萱場三郎・技手馬場納次郎復命 大子萱場三郎・技手馬場納次郎復命 大子萱場三郎後命 大子萱場三郎後命 大子萱場三郎後命 大子萱場三郎後命 大子萱場三郎後命 大子三場三郎墓子所付度・計付した・列産課員を表示三男澎湖島巡回 「四元八一六」を表示に表示する。 「のの元」」と表示は表示に表示する。 「のの元」」と表示は表示に表示する。 「のの元」」と表示は表示は表示に表示する。 「のの元」」と表示は表示は表示は表示する。 「のの元」」と表示は表示する。 「のの元」」と表示する。 「は、方式は、方式は、方式は、方式は、方式は、方式は、方式は、方式は、方式は、方式	第				第一	番報号文	
利竹支庁員復命 お 文類纂	樟脳製造手続 横樹の種類 樟樹の種類	台湾漁業一斑	台南管内塩業台南管内養魚池	澎湖島漁業新竹鹿港間漁業	淡水漁業	告内	殖
日湾総督府公文類纂 (2回元八-1元) (2回元元-1元元) (2回元元-1元元) (2回元元-1元元元-1元元-1元元元-1元元-1元元-1元元-1元元-1元元-1元	支庁員復命出張所員復命支庁庶務課員報告・殖産支庁庶務課員報告・殖産	殖産部員調査 技手萱場三郎・技手馬場納次郎復	技手萱場三郎復命	技手鏑木余 三男復命技手 萱場三郎・技手馬場納次郎復命	鏑木余三男・	查	報
	苗栗出張所管内林務調査復命書八戸道雄・橋口兼一新竹支庁及	県塩田調査書新竹県知事報告萱場三郎製塩業経済調査・新竹	萱場三郎塩業調査復命書萱場三郎養魚池調査復命書	復命書 殖産部員鈴木余三男澎湖島巡回 新竹鹿港間漁業	淡水水産調査復命	台湾総督府公文類纂	台湾総督府公司
一 永 永 永 永 一 一 年 年 保 人 久 久 久 五 五 年 年 R R 存	〇 四 五	00:	000,	0 0 0 0 九 九	0 四 九	び簿件冊	文 類 纂
	0六- 七	元〇一二・三	九 - 六	ゼーハ 岩	子	番お号よ	

					¢r ;						
諸鉱物	枋橋新店地方炭坑	基隆渓川砂金	続瑞芳金山	瑞芳金山	鉱業の部	意見 澎湖列島検察報文殖樹	新竹地方の林況	外国人と樟脳業の関係	続台中県管内林況一班	台中県管内林況一班	樟脳製造業の状況
復命技師横山壮次郎・技手木村栄之進	技師石井八万次郎復命	技師石井八万次郎復命	技師石井八万次郎復命	技師石井八万次郎復命		供したものその一部分として混成支隊長に提付にて澎湖島滞在中大本営へ報告、対師田代安定が陸軍混成旅団支隊	技手月岡貞太郎復命	埔里社出張所の報告	技師八戸道雄復命	技師八戸道雄・技手月岡貞太郎復命	員復命新竹支庁員・陸軍通訳官・租税課
		命書 鉱山視察復命書壱 石井八万次郎瑞芳産金地調査復	命書 鉱山視察復命書壱 石井八万次郎瑞芳産金地調査復	命書 鉱山視察復命書壱 石井八万次郎瑞芳産金地調査復			命書 月岡貞太郎新竹地方林業視察復		八戸道雄雲林地方出張復命書	方林務調査復命書ハ戸道雄・月岡貞太郎埔里社地	
		0四五0九-一	0四五0九-一	0四五0九-一			000九四-五		〇四四九八一二五	0四至0六-一八	
		一 五 年	一 五 年	一 五 年			永久		— 五 年	一 五 年	

309	古冯総	首 N寸 U	り担圧	以朿	ic o i	ける史料学的	אינק וי	(東	Ц)						
	第四							第三							
台湾包種茶台灣見種茶	農業の部	蔬菜類試作成績	麦類試作成績	地積制	稲類試作成蹟	度量衡		糖業	宜蘭管内調査録	雑の部	春蚕試育成績	農業の部	台湾澎湖商工業	台南管内商工業	商工業の部
		農事係員試験	農務係員試作	嘱托山田伸吾復命	農務係員試験	嘱托山田伸吾復命		技師原熈復命	技師田代安定復命		技師岡田真一郎主任		地方庁の調査	属白尾国芳・属小川将澄復命	
						出内度量衡調査復命書山田伸吾提付湾度量衡調査報告及台北県管	製糖試験成績報告	本島糖業調査書			蚕事試験成績報告				
						00:11パーパ	中 -国 100	00111-1			0501-11				
						永久	永久	永久			— 五 年				

和尚洲被害状況	東部地方概況	新竹地方被害状況	宜蘭地方被害状況	基隆支庁管下被害状況	芝蘭一堡被害状況	害状況枋寮員山及枋橋地方被擺接堡渓州庄、加蚋庄、	擺接堡新埔庄被害状況	擺接堡枋橋街被害状況	台北附近被害状況	害の状況) 害の状況)	台北附近鴨卵人工孵化	養蚕試験成績	製茶試験成績
元殖産部出張員復命	元殖産部出張員復命	元新竹支庁報告	元殖産部出張員復命	元基隆支庁報告	台北県報告	元殖産部出張員復命	元殖産部出張員復命	枋橋警察出張所報告	台北県報告	殖産部員出張復命 (二九年)・元	技手木村利建報告 (三〇年調査)	野間常彦報告 (三〇年試育)	技手藤江勝太郎報告 (二九年試験)
										関する報告 除方法並台北台南県蝗虫駆除に 蝗虫駆除に関する告示 蝗虫駆	復命書 台北附近養鴨調査木村利建技手	養蚕試験成蹟	藤江勝太郎復命書台北、新竹、台中三県茶業取調
										000米三1	001七九-一	001	00河1四-1八
										永 久	永久	永久	永久

第二回水産博覧会参観者高田平 001八-五 元 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	安平鹿港間水産業	台南県管内水産業	撈試験基隆蘇澳近海鱶及鰹漁	基隆附近漁村状況	淡水河漁業	物台北輸入重要水産製造	の	蝗虫飼育	蝗虫の性質及解剖	除並買収成蹟芝蘭一堡内湖庄蝗虫駆	蝗虫駆除及買収成蹟淡水支庁管下八里坌堡	成蹟和尚州蝗虫駆除及買収	買収成蹟興直堡蝗虫駆除及捕虫
郎淡水河漁業調査出張復 0231六-元郎淡水河漁業調査出張復 0231六-元郎淡水河漁業調査出張復 0231六-元の野で平鹿港間漁業調査 0231六-元 元元 125 125	技手萱場三郎報告 (二九年調査)	技手高田平三報告 (二九年調査)	九年試験) 元殖産部農商課水産掛員報告 (二	告 (二九年調査) 技手高田平三・技手鎌田弥十郎報	技手萱場三郎報告 (二九年調査)	技手高田平三報告 (二九年調査)				元殖産部出張員復命	元殖産部出張員復命	元殖産部出張員復命	元殖産部出張員復命
- 永 永	命書 萱場三郎安平鹿港間漁業調査復	高田平三台南県管内水産調査報告	報告基隆蘇澳近海に於ける鱶鰹調査	報告基隆蘇澳近海に於ける鱶鰹調査	命書	三復命第二回水産博覧会参観者高田平							
- 永 永 五 久 五 五 五 久 年 年 年		00:	0四五0	0四年():	0盟二六	00144-							
:	0四年 七-二	公 -	元-六	九一六	九	五.							

)12
	第 五									
台中新竹両県下殖民地	新竹県下殖民地宜蘭庁管下殖民地	質及鉱物台北台中台南三県下地	宜蘭地方地質及鉱物	鉱業の部	森林植物腊葉目録	苗圃播植成績表	新竹県南庄地方林況	宜蘭脊莱両地方林況	台北台中両県下林況	林業の部
命 (三〇年調査) 技手町田永五郎・技手松尾万喜復 (三〇年調査)	技手藤根吉春・技手松尾万喜复命	查) 在	査) 技師石井八万次郎報告 (二九年調		一月) 殖産課林務掛調製 (明治三〇年一	植三〇年三月現在) 殖産課林務掛報告 (明治二九年播	技師西田又二報告 (三〇年調査)	技手月岡貞太郎報告 (二九年調査)	技師有田正盛報告 (二九年調査)	
下殖民地調査復命書町田永五郎・松尾万喜台中県管調査復命書	藤根吉春元苗栗支宁管下殖民地 民地調査復命書 藤根吉春・森貞蔵宜蘭庁管下殖					二十九年夏期苗圃試験成蹟表	查復命書西田又二南庄撫墾署管内森林調	命書月岡貞太郎宜蘭萮莱地方出張復	視察巡回復命書有田正盛台北台中両県管内林況	
□□五三二一八	○四五三二-九					000九四-一	00:11 九-10	〇四五〇六-一九	0四五一七一四	
五年	五五年					永久	永 久	一 五 年	一 五 年	

										第六			
新竹県管内塩業	製造打狗以南ノ鰡漁及鱲子	澎湖島水産製造物試験	紅頭嶼並火焼島水産業	亀山島水産業	台東庁管内水産業	産業 鳳山県恒春枋藔地方水	鳳山県恒春地方水産業	新竹県管内水産業	澎湖列島水産業	漁業の部	台南県下殖民地	埔里社地方殖民地	
新竹県報告 (三〇年調査)	技手岸元納次郎調査	技手岸元納次郎復命 (三一年試験)	技手萱場三郎復命 (三〇年調査)	宜蘭庁報告 (三〇年調査)	技手岸元納次郎復命 (三一年調査)	技手岸元納次郎復命 (三一年調査)	鳳山県報告 (三〇年調査)	新竹県報告 (三一年)	澎湖庁報告 (三一年)		(三〇年調査) 属佐藤法潤・技手小花和太郎復命		年調査)
新竹県知事県下塩田調査報告			命。	宜蘭庁亀山島探険状況報告			報告		澎湖島庁長水産調査報告		下殖民地調査復命書佐藤法潤・小花和太郎台南県管		民地調査復命書
00元九0-三			001四八-七	001四八-1五			001101-11		001101-8		0四年111-11		
			·····································	永久			·····································		永久		— 五 年		

												314
						第七						
台中県東勢角地方林況	新竹県大湖地方林況	新竹県五指山地方林況	台北県大嵙崁地方林況	量率並価額 概要 福州及石碼杉材 台南輸入木材に関する	台湾森林一班	林業の部	台湾水産統計	養蠣業	新竹外三県下塩業経済	嘉義台南鳳山三県下塩田	新竹台中両県下塩田	鳳山県管内塩業
年調査) 技師志和池栄介外二名復命 (三一	技師西田又二復命 (三〇年調査)	技師小西成章復命 (三〇年調査)	技師有田正盛復命 (三〇年調査)	台南県調査	技手鐸木直之助復命 (三〇年調査)		塩田反別殖産課員調査 (三一年三月)塩田反別殖産課員調査 (三一年三月)各地方庁報告 (二九年統計)	各地方庁報告 (三〇年調査)	技手萱場三郎復命 (三一年調査)	技手高田平三復命 (三一年調査)	技手鎌田弥十郎復命 (三〇年調査)	鳳山県報告 (三〇年調査)
查復命書	命書西田又二大湖署管内森林調査復		巡回復命書					各地方庁養蠣調査報告	萱場三郎製塩業経済調査			鳳山県知事県下塩業調査報告
00当1六-1四	00三二六-1二	00三二六-一三	〇四五一九-二					001101-1	001元0-二			001元0-1
· 永 久	永久	永久	— 五 年					永久	永久			· 永 久

一 一 一	7,5 - 7 7 2 2				↑析(果□					
定地台南鳳山両県下殖民予	成蹟 台南県農事試験場試作	養蚕試験	藍靛製造試験	嘉義以南畜産業	台北外二県下茶業	農業の部	台中県東勢角地方製脳業	樟脳混和物	脳業調査	県下林況 影湖列島及台南鳳山両
調査) 技師田代安定外二名復命 (三一年	台南県報告	殖産課員野間常彦報告 (三一年試育)	技手田村熊治報告 (二九年試験)	技手木村利健復命 (三一年調査)	技手藤江勝太郎復命 (三〇年調査)		技手村山正隆復命 (三一年調査)	林圯埔撫墾署報告 (三一年調査)	技師有田正盛復命 (三〇年調査)	技師有田正盛復命 (三〇年調査)
下殖民用地調査報告書田代安定外二名台南・鳳山両県	台南県試験成績報告	續報告 野間常彦明治三一年養蚕試験成	験成蹟復命書	東畜産調査復命書木村利健嘉義・台南・鳳山・台	県茶業取調復命書藤江勝太郎台北・新竹・台中三			¹	命有田正盛福岡県其他脳業調査復	
0011011-11	0四五六0-一九	0四五十一一三	00六三三-10	00二九五-二	00当1四-1八			001年前-圓	00二九五-六	
永 久	— 五 年	五年	永久	永久	永 久			永久	永久	

			3′	16
				第八
				台東殖民地予察報文
月 七日~ 二月二〇日)	た殖民用地の実地調査(二九年八	農商課技手堀駿次郎とともに行っ	技師成田安輝・鉱務課技手阪基・	台湾総督府技師田代安定が林務課
		綴	東調査報告地理部第一綴及第二	田代安定台東地理調査報告 台
				0四年三二-10
				五年

は年代が異なるが参考として掲載した。

毎月定期的に取り扱われていた。会計事務報告以外は、期限を翌月二日・五日・一〇日・一五日とさまざまではあっ 決算報告が翌月五日限、会計事務報告が毎月一回以上未定、内務・殖産・財務・部課事務報告が翌月一〇日限と、 湾総督府は、「諸報告取扱一覧表」を掲げて、諸報告の統一化を図り、報告の平準化を目的としたことにある。 台湾総督府が、各県各部からの事務手続のシステム化を図っていたことを示していよう。そのシステム化とは、台 告を纏めて台湾総督に報告していた『台湾総督府民政事務成蹟提要』を参考にしていたと思われる。このことは、 が掲載されていることがわかる。この「殖産報文」に報告された各県各支庁からの報告とは、民政局長が各部の報 この表を見ると、「殖産報文」には、各県各支庁からの報告や、ある一定期間に実施された試験および試育報告 次の表二のように、局長各課事務報告が翌月一〇日限、局内人馬員数表報告が翌月二日限、月報が翌月五日限、

諸報告取扱一覧表

たが、これらの報告は、細かく規定されていたことがわかる。

う地域を把握し理解し統治政策に生かすこと、そして、出張における報告書や復命書を、領台初期に台湾で発行さ

れていた新聞『台湾新報』に掲載することによってさらに一般に提供して、情報を広く知らしめることを実地して

台湾網	総督府の殖	産政策	まにおける	る史料	4学的分	斤 (東	₹山)					
畜産・差	からこ		内務、	出張巡回	会計事	決算報告		機 密 報	任免雇品	局内人民	内務、研	局長各課事務
養蚕・養殖・鉱業・阿片・	さらに、ここで注目したいのは、		殖産、財務、各課事務報告	凹 淌 [職員] 報告	務報告		臨時報	月報	員報告	?内人馬員数表報告	殖産、財務、学務事務報告	踩事務 淌 [取扱] 報告
・慣習・民情・		託	毎 月	不定	月一回以上) 毎	毎月	不定	毎 月	毎十日	毎月	毎一月	毎月
原住民・風土病	台湾領有初期における台湾踏査は、	典:『明治二八年台	≒ [毎] (翌月 十日限リ)	帰府後五日以内	定 [不] (未)	翌月五日限	不定	翌月五日限	即日	翌月二日限	翌月十五日限	翌月十日限
慣習・民情・原住民・風土病・衛生などのあらゆる調査を行うことで、台湾とい	踏査は、地理地形・農業・林業	出典:『明治二八年台湾総督府公文類纂乙種永久第六巻』	課長	出張巡回職員	同	ॹ [同] (同上各分任官)	同	関長等、砂金署長] 庁長)、出張所長、島司 ^川 [税 [県] (知事) 支部 [※] (長支	同	民政局	内務、殖産、財務、学務各部長	局長部各課長
行うことで、台湾とい	・漁業・塩業・糖業・	』第五八文書より作成。	部長	ᅨ (民政) 局長	民政局経理課長	陸軍局監督部 [長]		民政局長	同	副官部第二課	同	і (民政) 局長

318 いたことである。

とがわかる。この復命書の記事は、明治二九年八月二四日と二八日および九月一日の『台湾新報』の雑報欄に三回 ることから、台湾総督府は公的行為として当該復命書にある調査結果を『台湾新報』に掲載し広く提供していたこ これに関しては、明治二九年の「淡水水産調査復命」の鑑文書に、「要ヲ摘シ台湾新報ニ掲載セシムヘシ」とあ

は、「淡水漁業調査書要略」(続) として、北沿岸漁村の網類・釣り具・漁堤の要点が纏められている。第三回は、 に分けて掲載されていた。第一回の記事は、「淡水漁業調査書要略」として、地理と気象について、第二回の記事 「淡水漁業調査報告」(其三) として、海菜類の名称 (内地語と土語を明記) と南沿岸漁村の庄ごとの漁夫・漁船の

員数と漁具についてであった。

る。このことから、復命書は、調査出張における義務報告というものだけでなく、広く関係者などへの情報提供と 掲載され、当該部課職員だけではなくその他の総督府吏員や渡台してきた一般の内地人にも提供されていたのであ いう役目を担っていたことが窺えよう。 このように、この復命書に限らず、各地方の調査における報告書および復命書は、 要点を纏めて新聞の雑報欄に

ここで、各部署からの報告がどのようなものであったのかというと、

【右欄外】

[永久四ノ五 146号 一八葉] (朱印) (朱印)

文第二六三号 民総第一五三〇号 明治三十年一月十二日受領 明治三十年一月十二日閲了 浄書 公文掛長 発送

319

明治三十年一月十二日立案 報告掛長 (朱印) 主任 (朱印)

部長

課長

民政局長

花押

総務部長

花押

文書課長 (朱印)

別冊殖産部去二十九年十一月中事務成蹟提出二付供

高閲

(台湾総督府民政局起案用紙一枚に墨筆)

【右欄外】

[文第二六三号 民総第一五三〇号 (朱印)]

[受付明治二十九年十二月十一日文書課 文書課長]

十一月中当部事務成蹟別冊ノ通リニ有之候条此段及報告候也

殖産部長

明治二十九年十二月十日

押川則吉 [朱印]

民政局長水野遵殿

(台湾総督府民政局用一一行×2朱罫紙一枚に墨筆)

明治二十九年十一月中農商課事務成績報告

事務施行ノ概要

調査其他将来施行ノ準備等ニシテ其要項左ノ如シ

本期中二施行セシ事務ヲ大別スレハ各官庁ノ申牒照会ニ係ル事件ノ処理、農工商及水産業ニ関スル諸般ノ

二、重要事項

(以下本文省略する)

右及報告候也

明治二十九年十二月五日

明治二十九年十一月中事務成蹟報告

拓殖課

事務施行ノ概要 (本文省略)

重要事件 (本文省略)

規定事項

(本文省略)

明治二十九年十二月五日

右及報告候也

殖産部長 押川則吉殿31

農商課長代理岡田真一郎 [朱印]

拓殖課長柳本通義 [朱印]

(台湾総督府民政局用一一行×2朱罫紙一二枚に墨筆)

このように、 押川殖産部長が各課の報告書を取り纏めて、 水野民政局長へ報告していた。 この中の拓殖課の

務施行ノ概要」では ヲ掌リ蕃人蕃地ニ関スル報告書中広ク衆人ニ示シ差支ナキモノハ経伺ノ上官報及新聞紙ニ掲載ノ手続ヲ了シ各 十一月中施行事務ヲ総括スレハ常務係ハ庶務ノ整理ト処分ノ手続ニ従事シ撫墾係ハ撫墾署ニ関スル一般 ノ事務

「農耕ノ実況」、 道路ノ景況」、 項を示し、一層、詳細な報告を将来において行うということを指示している。この三十箇条の事項とは、 として、前述の「淡水水産調査復命」と同様に、官報および新聞などへの掲載手続を行い、また三十箇条の調査事 ノ名称人工及増減」、 撫墾署ニ向ツテハ調査要項三十条ヲ示シテ将来|層報告丿詳細迅速ヲ期シタリ其要項左丿如ショ 「蕃人間階級ノ区別並ニ相互ノ関係連鎖」、 「蕃人銃器ノ種類」、 「蕃社相互ノ関係」、 「弾薬需給ノ途」、 「蕃人間居宅ノ距離及其位置」、 「蕃人ノ疾病」、 「蕃人生活ノ情況」、 「物品交換ノ情況」、 「蕃社ニ通スル道路並ニ蕃社内 「蕃人ノ職業及其景況」、 「蕃人宝

台湾総督府の殖産政策における史料学的分析 (東山) コト」、 物ノ種類及名称」、 「蕃人ノ前途ニ関スル意見」、◎「蕃地ノ山川名称」、◎「蕃地ノ地勢見取図」、◎「天産物及土俗的標品ノ採集」、 第二十六号ニ依リ認許サレタル開墾地ノ現況」、 二対スル感想」、㉓「宗教的観察」、㉔「蕃人二対シ日本語教習ノ意見」、㉕「蕃人ノ撫育授産二関スル意見」、紭 「其他重要事項」というもので、かなり詳細な事項に関する調査とその報告を各撫墾署に指示していたのである。 「蕃租二関スルコト」、⑳「蕃地ニ於ケル樟脳製造其他事業ニ関スル蕃人トノ契約」、⑳「蕃人ノ撫墾署 「殺人ノ原因ニ関スル事」、 「殖第三二〇号ヲ以テ照会シタル調査事項」、 「殺人累年比較」、 「蕃地ノ生産物ニ関スルコト」、 「隘丁二関スル 「日令

321

これは全体把握と集約の統一を行うためのものといえよう。

このように、住民に直接係わり、実地調査を行っている殖産課員または掛員や下部組織ここでは撫墾署員が、

そ

322 れぞれの担当事項において報告書を提出していた。 次に、この復命書である「淡水水産調査復命」と「報文」とを比較することで、両者にどのような相違点がある

のかを見ていきたい。この復命書は、「殖産報文」では、第一の『台湾総督府民政局殖産部報文』第一巻第一冊淡 水漁業の箇所に綴られている。この「台湾総督府公文類纂」に綴られた「淡水水産調査復命」とは、

【欄外】

「明治二九年七月七日供閱済」(朱印)

「淡水水産調査復命」(付箋)

「要ヲ摘シ台湾新報ニ掲載セシムヘシ」

[十五 二]、一二 三三葉] (朱印) (朱印) 水調第六号 [殖水一一号] 要再回 主任 (朱印)

明治二十九年四月

殖産部長

(朱印)

農 [務] (商)

課長 [朱印]

民政局長

花押 文書課長

別紙ノ通鏑木余三男馬場納次郎淡水出張復命書供貴覧候也 (朱印)

(台湾総督府民政局用一一行×2朱罫紙一枚に墨筆)

気 地 経象 理 過

更されたかはわからない。

2 1

欄外に朱筆。

淡水出張復命書

[表紙]

淡水出張復命書

目録

養蛎ノ方法沿岸

南沿岸漁村

文書課の分類で、元は「永久一二、九」と記されているが、修復の際にインクが流れているため、どの段階で一五年に変

义

養蛎二対スル意見

経過

明治二十九年三月二十一日淡水水産調査ノ為メ巡回ヲ命セラレ同二十三日午後一時過大稲埕出発午後四時

淡水支庁ニ着シ同二十四日ヨリ五日間各沿岸漁村ヲ視察シ二十九日帰庁仕候 ※

事

(以下本文省略する)

明治二九年四月二十三日

民政局技手鏑木余三男

馬場納次郎 (集 印³

(台湾総督府民政局用一一行×2朱罫紙二二枚に墨筆、 ほか七枚は絵図、 一枚は地図)

るため、両者が同じということはあり得ない。殖産部なり殖産課が当該復命書として提出されてきた調査報告書を べてが同じというわけではない。当然、公文書としての復命書と編纂物としての報文とは文書の性格や目的が異な 岔養蛎田・沿岸・養蛎ノ方法・養蛎ニ対スル意見書」の九つの事項に纏められている。 尤も、この内容は報文とす というものであり、この報告書は、原本目録にあるように「経過・地理・気象・北沿岸漁村・南沿岸漁村・大八里 | 般に公開し情報を提供するために編纂する際に、語彙および言い回しをはじめとして、その内容が当該部課の担

当者以外にも理解出来るように、他の資料も参考にして訂正したり、復命書以外のその事項に関する情報を追加し

て、第二の『台湾総督府民政局殖産部報文』第一巻第二冊の「新竹及苗栗管内林況」(技師八戸道雄技手橋口兼一 このような「報文」を編纂するに当たって、内容を補うといったことがなされたのではないと思われる事例とし

ノ調査復命ニ拠ル) を挙げることができる。この調査復命書の調査報告については、「公文類纂」の「八戸道雄外 名新竹支庁及苗栗出張所管内林務調査復命書」を参考にしたのではないかと思われる。

の調査を行った記録でもある。尤も、この記録内容の水準について、復命書の冒頭で、 この復命書は、八戸技師と橋口技手の二名で新竹から苗栗までを巡回して林業、特に樟脳および原住民について

台湾総督府の殖産政策における史料学的分析 (東山) 問スル所アリ廿八日苗栗ニ至リ廿九日滞留翌三十日脳商劉宏才ヲ案内トシ桂竹林ニ至リシカ料ラスモ生蕃人 付山地ニ入ルヲ得ス廿五廿六廿七ノ三日滞在支庁ニ出頭書類ヲ取調へ又恒泰、聯成、 明治廿九年-月廿四日台北発新竹ニ至ル土匪ノ残賊末タ平カス恰モ偵察最中ニ属シ地方尚ホ危険ノ虞アル由ニ 利源ノ三樟脳商ヲ訪ヒ質

旅行ニヨリ実地上見、聞キ及ヒ考へタル事ヲ叙シテ上巻トナシ又地方庁ノ取調書ニ就キ及役員ニ就キ聞得タル 死ノ状況視察シ直チニ苗栗ニ帰リ二月一日及二日仝所滞在翌三日新竹ニ至リ四日滞在翌五日台北ニ帰着ス右ノ ルノ報ニ接シタルヲ以テ大湖行ヲ止メ□□森林及樟脳製造ノ実況ヲ見了テ争闘ノ跡ニ至リ□□−名生蕃ー名横

(大目社外ー社) 拾四名ニ面会シ劉宅ニー泊三十一日大湖ニ向ハントセシカ偶々生蕃人ト土人トノ間ニ争闘ア

大体ノ点ニ止マリー局部ノ事ニ過キサレバ敢テ此記述ヲ以テ全局ヲ推スヿヲ望マサルナリ 事柄ヲ綜合取捨シ尚ホ自ラ筆ヲ加ヘテ下巻トナス唯タ夫レ聞ク所博カラス見ル所洽且精ナラス随テ考フル所亦

325 できずに、支庁において書類の取調と樟脳商への聞き取りなどを行ったとある。さらに「生蕃人」と「土人」との とした記載があるように、この巡回対象地域には「土匪」の残賊による危険な地域があるため、 山地に入ることが

326

間の争闘などの状況視察も行っている。そのため、「上巻」を実地の上で見聞きし考えたものにより纏めて、「下巻! を地方庁の取調書と役員の聞き取りから取捨選択したものに加筆したものとして纏めている。

し、この復命書から半年を経た七月に八戸技師が、雲林地方へ林業調査のために出張しているが、この巡回復命書 ここで記した巡回復命書の冒頭は「報文」には載せられていないが、内容は、 「報文」には採用されていない 「報文」に反映されている。

充分ノ調査ヲナス能ハス遺憾ナカラ下ノ報告ヲ為シ得ルニ過キス」とあることから、「土匪」の蜂起により充分な この雲林地方調査には、「時恰モ雲林地方匪賊蜂起ノ央ハニシテ遂ニ僅ニ身ヲ以テ引上ケタル有様ナリシヲ以テ

調査が出来なかったために、「報文」に載せるにはそれだけの高い水準と正確な情報を提供できないとして採用さ

に充分な調査が出来なかったにもかかわらず、「報文」に収録されている。この違いについては、 しかし、前述した「八戸道雄外一名新竹支庁及苗栗出張所管内林務調査復命書」も同様に「土匪」の残賊のため 雲林における巡

れず、収録されなかったのではなかろうか。

ない旨の説明が書かれている。こうした理由から、この七月調査の復命書は「報文」に収録されなかったのではな 回区域の大部分はすでに二回の調査を終え、その当時の復命書に状況を記して報告しているため、ここに再び記さ

次に、「報文」と「復命書」という名称について見ていくことにする。 月岡技手は、 水野民政局長に提出した復

書」が、その「報文」として提出された復命書である。それは、 命書のなかで、「復命書」ではなく「報文」という言葉を用いていた。次の「月岡技手宜蘭奇莱地方林況調査復命

復命書

貞太郎儀

曩ニ御用ヲ以テ叭哩沙撫墾署管内へ出張中観察シ要領別冊報文ヲ以テ及復命候也

明治廿九年九月廿三日

殖産部林務 課

技手月岡貞太郎

宜蘭及奇莱地方観察報文

[表紙

宜蘭及奇莱地方観察報文

民政局長水野遵殿

緒

明治廿九日八月十四日叭哩沙撫墾署管内巡視ノ命下ル仝十八日基隆二出テ路ヲ宜蘭街道ニ取リ頂双渓、大里簡・

番界ノ状況ヲ知ルニハ仝地ニ至ルノ必要アルヲ以テ其一行ニ加ハリ海路仝所ニ至リ其附近ヲ跋渉シ略大体ノ景 頭囲等ヲ経テ宜蘭ニ至リ叭哩沙、羅東及蘇澳地方ヲ巡視ス偶叭哩沙撫墾署長奇莱行ノ企アリ然ルニ仝管内南澳

況ヲ察スルヲ得タルニヨリ帰途ニ就キ花蓮港ヨリ海路基隆ニ出テ九月十七日ヲ以テ即チ帰庁ス尚旅行日歴及経

過線路図ヲ以テ之ヲ明ニス

此行観察スル所ヲ以テ本文ヲ草シ篇ヲ上下ニ分ケ地方一般ノ景況及森林ニ関スル状況トシ尚附録トシテ添エル

二卑見ヲ以テス其細目ニ至リテハ即チ別ニ目録ニ記スル所ノ如シ

長嘆息シタルコト数次之カ為ニ観察ノ正ト精トヲ欠クハ免ルヘカラサルノ責ナルヲ信ス 二入テ普ク検索スルノ自由ヲ得ス斧斤未曾入、青翠千古伝ノ天然林ヲ空シク数町ノ外ニ望ミ両眼鏡ヲ手ニシテ

此行偶頭囲地方土匪ノ逃伏スルアリ又番界地方ハ撫番上未タ入山スルノ時機ニ会到セサルニヨリ深ク森林ノ中

明治廿九年九月廿三日

殖産部林務課勤務

民政局技手 月岡貞太郎

台湾総督府民政局用――行×2朱罫紙四枚に墨筆)

というもので、そこには「旅行日歴」と、目録が上篇・下篇・附録および図面目録に従って記されていた。 かの復命書も同様に、 例えば「新竹地方林業視察復命書」をみても、月岡技手はその復命書を「新竹地方観察報文」 このほ

(ルビ筆者、以下同) という標題を付けて、明治二九年五月一五日に水野民政局長に提出している。

総督府民政局殖産部報文』第一巻第二冊の「新竹地方ノ林況」として編纂されている。また、「月岡技手宜蘭奇莱 地方林況調査復命書」も、 この二点の月岡技手の報文は、いずれも「殖産報文」に綴られており、「新竹地方観察報文」は、 第四の『台湾総督府民政局殖産報文』第一巻第一冊の「宜蘭奇莱両地方林況」として編 第二の

纂されている。

ることには変わりはなく、「殖産報文」として、改めて編纂していることも特段に異なることはない。 月岡技手が、「復命書」ではなく「報文」という名称を使用した理由は定かでないが、 いずれも出張報告書であ

また、この月岡技手のほか、 台湾総督府技師斎藤譲による「澎湖島地質調査報文」および「基隆沖無人島踏査報 明治三十一

文」についても「報文」という名称を使用している。まず、前者の澎湖島調査の緒言によると、「一、 られ、二七日間の出張を終え、同三二年一月に報告しており、記述中においても、「本報文」と記している 年十一月命ヲ受ケテ澎湖島へ出張ス」とあり、また「一、本報文ニ附随セル地質図ハ明治ニ十八年混成技隊陸地測 検シ開墾ヲ出願シタルモノアリ、台北県庁ハコレガタメ特ニ吏員ヲ派シテ実地ヲ観察セシム、コノ機ニ当リ小官モ 量部ノ地形図ヲ骨トシ其ノ足ラサルハ予ノ見取図ニヨリテ補ヒ」とある。この「報文」は、明治三一年一月に命じ 後者は、緒言において「領台後内地人ニシテ未タ此等ノ島ニ到リシモノアルヲ聞カザリシニ近頃此等ノ小島ヲ探

台湾総督府の殖産政策における史料学的分析 (東山) テ本報文ヲ完センコトヲ期ス」と、明治三二年九月に報告している。また、この「報文」は海軍参謀長へも報告さ 況ヲコ丶二復命ス、彭佳嶼ニツキテハ小官ノ聞知セル事柄ヲ併セ記述セルモ更ニ実査ヲ経テ詳細ナル報文ヲ草シ以 中風波のために漂流一〇時間、辛うじて基隆港に漂着している。その後、「先ツ調査ヲ了シタル花瓶棉花二嶼ノ状 れている

コノ無人島踏査ノ命ヲ受ケ」て基隆港を出発している。その後、花瓶嶼を経て棉花嶼を調査し、彭佳嶼へと渡る途

前述したように、報告と情報提供の両方を兼ねていたことを示していよう。 称でもって、出張における調査報告および出張報告としての報告義務により、 関係各機関長へと提出されている。

329 しかし、一方の編纂物としての報告書は、 刊行する際に、編纂という作業を経ることで取捨選択される。

刊行物

小冊子に纏められている。

このように、公文書の中に綴られた報告書には、

命令を受け出張し、

帰府後に復命書・

報告書・

報文といった名

さらに、斎藤技師のこれらの二つの「報文」

は、「澎湖島地質調査報文

附 録

基隆沖無人島踏査報文」として

要となる はさらに情報を収集して加筆される。そのため、時間を要し、何年分の報告書に拠るといったような説明書きが必 として必要なものだけが選別されるため、出張報告書をすべて収録するわけではなく、また、 説明が足りない部分

員および各地方庁からの復命書・報告書および報文を参考にして再編成したものであることには相違ない. このように考えると、編纂された「殖産報文」とは、内容においては、出張報告書との相違点はあるが、 各調査

次いで、明治三一年八月に発行した農商務省水産調査所の「台湾塩業調査復命書」の緒言を見ると、 現時台湾二成立スル製塩法ノ大部分ハ汎ク欧米各国若クハ清国遼東半島二実施セラル、海塩製造法二酷似シ僅 ル塩制ノ概要ハ既ニ清国盛京省占領地塩業調査復命書並台湾総督府民政局殖産部報文第一巻第一冊 (水産之部 八太甚タ饒多ナルヲ認メリ是ニ由レハ即チ従来本島ノ塩業カ五県一庁ニ限画セラレタルハ地積其他天然的制裁 決シテ然ラス夫ノ澎湖列島ノ如キ最モ望ヲ属スヘキ地タルノミナラス右五県中将来拓シテ塩田トナス可キ地積 セラレタルヲ以テ之ヲ考フレハ或ハ其他ノ県若クハ庁下ニ於テハ塩業成立ノ望ナシト思ハル可シト雖トモ是レ 二其小部分ノミ内地製塩法二肖似セルコト自ラ明瞭ナルヘシ又現ニ台湾ニ成立セル塩業カ五県一庁ノ下ニ限画 ノ結果ニ非ス全然人為的制裁タル清国治下ニ於ケル塩制ノ結果タラスンハアラサルナリ而シテ清国治下ニ於ケ

断りを記しており、ここでは、「殖産報文」も「調査復命書」も同様の編冊物であることを示していよう。 清国政府による台湾塩業については、「殖産報文」により報告されていることからこの復命書には掲載しない旨の この復命書の内容からは、既設の塩田調査、さらに澎湖列島の塩業に注目しており、調査の結果に基付く意見と 本国政府の農商務省においては、 「調査復命書」として編纂刊行していることがわかる。 その上、

中二載スル所アルヲ以テ茲ニ贅セス

して「台湾ノ塩業八帝国版図内ニ在テ最モ多利ノ塩業ナルコト」と、利益を多く見込める台湾塩業として、 「政府

定のためのものであることがわかる ル後援ヲ強大ナラシメラルヽト仝時ニ帝国塩、外輸ノ基礎ヲ固定セラルヽハ洵ニ焦眉ノ緊急要事ナリト信ス」と復 二於テモ宜シク相当ノ保護奨励法ヲ設定シ可及的迅速ニ台湾塩業ノ改善発達ヲ期セラレ以テ内地塩業ノ外塩ニ対ス 命書を締めくくっている。このことからも復命書は、報告としてのみならず、政府の政策上の参考として、政策決

台湾総督府の殖産政策における史料学的分析 (東山) ある。一五年保存文書を、一五年経過の後に、廃棄対象として廃棄処分の申請が出されたこともなかった。 か。日本統治の五〇年間、一五年という有期保存が定められた一五年保存が廃棄されたことは一度もなかったので た。それよりも永久保存と同様に扱っていたことがわかる。 て、現存する台湾総督府文書には、保存年限を記す箇所に「十五」を「永久」と書き直した、一五年保存が永久保 存に変更された文書が数多く存在する。このことから、台湾総督府は、一五年保存文書を廃棄することができなかっ 相反し

が混在していることがわかる。明治二八年から三〇年までの「公文類纂」の一五年保存が、なぜ、残存しているの

ここで、表一を改めて見ることにしよう。この表の「公文類纂」の保存年限を見ると、永久保存と一五年保存と

久保存と同様に、永久的に保存する必要のある内容であり、それ故に一五年保存が五〇年間廃棄されることのなかっ た理由といえないだろうか。 ところで、この「殖産報文」のタイトルを見ればわかるように、第一から第三までが、台湾総督府民政局殖産部 また、この「殖産報文」に、「公文類纂」一五年保存文書が掲載されていること、そのことが、一五年保存が永

331 のが「殖産部報文」、殖産課の時代のものが「殖産報文」と考えればよいであろう。第八だけが、 が発行したもので、第四から第八が、台湾総督府民政局殖産課が発行したものである。従って、殖産部の時代のも 『台東殖民地予察

報文』とタイトルが異なっているが、 殖産課が編纂したものであるもののその変更理由は判らない

332 このタイトルの変化は、大きな台湾総督府の組織変更が明治三一年六月に行われたためである。そこで、

台湾総督府組織の改編と殖産部

九年からの民政局における組織の変遷を見ていこう。

拓殖課・林務課・鉱務課が置かれた。その後の台湾総督府民政局事務仮規程の第四章第一五条においても、 通信部の七部が置かれた。そして、台湾総督府民政局各部分課規程の第四章第一四条において、殖産部に農商課 管轄に属する行政と司法に関する事務を整理する処と定め、 明治二九年の組織機構は、台湾総督府条例と同時に発布された台湾総督府民政局官制では、民政局を台湾総督の 総務部・内務部・殖産部・財務部・法務部・学務部 殖産部

められ、この第三章第五条で、民政局に外事課・県治課・警保課・衛生課・法務課・学務課・殖産課・通信課の八 明治三〇年の組織機構は、 勅令第三六二号の台湾総督府官制の改正に伴い、 台湾総督府行政事務規程が定

課が置かれた。

名称が部から課へと変更された。

は上記の四課である。

産課・ 民政部には、 三一年の官制改正により、民政局は民政部となり、民政長官が置かれることになった。分課規程の第六条において、 その後の明治三一年の台湾総督府官制の改正に伴い、台湾総督府官房及民政部分課規程が制定された。この明治 通信課・ 人事課・文書課・外事課・県治課・警保課・土木課・衛生課・主計課・税務課・法務課・学務課・殖 調査課・会計課の一五課が置かれた。このことは、民政部は大所帯となり、部務を整理する民政長

官の権限が大きくなったことを示していよう。

このように、 民政局から民政部への組み替えのために、 民政局の下に置かれた殖産部は部から課へと名称替えと 明治三二年版

ともに、報文の名称も『殖産部報文』 されたということであろう いる。つまり、台湾統治の初期段階における基礎的調査としては、明治三〇年から同三一年までに充分な調査がな の形で出版することの必要性がなかったと考えられないだろうか。 を最後に、報文としては出版されていない。これに関して、一つには、明治三二年以降は、 未だ「土匪」の影響により全島調査は未完であったが、明治三一年の段階において、 から『殖産報文』へと変更された。しかし、 第一の緒言にあるように、明治二九年の時点で 殖産課の報文は、 全島調査はほぼ終了して 「報文」とした報告書

また、もう一つの理由としては、

殖産部から殖産課への組織替えの後に、

殖産課としての組織力が縮小されたこ

台湾総督府の殖産政策における史料学的分析 (東山) 扱う製薬所も技師の加藤尚志を所長として開所された。 とにないだろうか。そこで、明治二九年から明治三四年までの殖産部に関する組織の変遷を見ていくこととする。 技師横山壮次郎が台北県の農商課の課長に任じられ、農商課として三名の属と七名の技手を持つようになった。 に殖産課が設けられている。 木村匡を課長として、それまでの農商課・拓殖課・林務課・鉱務課は殖産課に纏められ、 明治二九年に、殖産部は、 民政部殖産課は柳本通義と高橋昌が事務官に命じられ、 当初は六名の属で組織された小規模な台北県の殖産課であったが、 事務官押川則吉を部長にして農商課・拓殖課・林務課・鉱務課が置かれ、 しかし、同三〇年には、 柳本が課長に任じられ、 民政局の一つの課として事務官の 柳本・有田正盛・高橋・八戸・ 地方庁の台北県と鳳山県 明治三二年には、 阿片を取り

台中県に技師高島容孝を課長として農商課が、

333

田代・

斎藤の六名の技師と九名の属および一一名の技手により民政部殖産課としての機能が復活した。

技師小西成章を課長として拓殖課が設けられ、台南県には明治三〇

地方では、

334 台中樟脳局には小西技師が局長に、羅東樟脳局には技師の後藤伊佐之助が局長に任じられた。 には台湾樟脳局が台北・新竹・苗栗・台中・林圯埔・羅東に設けられ、台北樟脳局には事務官の有田技師が局長に、 さらに、 同年三月には台湾塩務局が基隆・淡水・新竹・後壠・鹿港・布袋嘴・北門嶼・台南・打狗に、 同年六月

計課・新竹支局・苗栗支局・台中支局・林圯埔支局・羅東支局・神戸出張所が設けられた。 有と佐藤法潤が命じられ、増沢が課長に、有田技師が製造課長に、新竹支局長に事務官の里見義正が、 同三三年七月に、 台湾樟脳局官制が改正され、民政長官後藤新平を局長として、局長官房・専売課・製造課・会 専売課事務官には増沢 苗栗支局長

り、民政部には、 もに製薬所と台湾樟脳局および台湾塩務局が廃止された。このようにして、同年一一月の台湾総督府官制改正によ に同家永泰吉郎が、台中支局長に小西技師が、羅東支局長に後藤技師が任じられている。 そして、専売局開設の明治三四年六月に、阿片・樟脳・塩の専売事業を掌る台湾総督府専売局が設けられるとと 警察本署・総務局・財務局・通信局・殖産局・土木局が置かれ、 殖産局には、 農商課・拓殖課

どの殖産に関する課は廃止された。 さらに、今まで台北県・鳳山県・台中県および台南県などの地方庁に置かれていた農商課・拓殖課および殖産課な 本と同年四月二五日に技師に昇進した山田申吾、 権度課が置かれることとなった。 長に技師の新渡戸稲造、農商課技師に横山と青柳定治、拓殖課技師に柳本と田代および斎藤精一、権度課技師に柳 課としての小規模な組織から三つの課を組織する局として生まれ変わり、 農商課長に横山を、 拓殖課と権度課の両課長に柳本が任じられた。 殖産局

る殖産課および農商課は、 改変されるに伴い小規模となり、 このようにして、 明治二九年当初は、 横山・小西・藤根らの技師がそれぞれに各地方に配属されることにより規模が大きくなっ 台北県などの各地方へと組織および部員が拡散されていく。その各地方庁におけ 殖産部は四つの課を置いていたが、同三〇年の改正により、 部から課へと

遷は大きな意味を持っていたと言えよう。

たことも明治三二年以降において刊行されなかった理由の一つと考えられないだろうか。部から課そして局への変 ている。これらの殖産部の分散は、 ていった。 さらに、同三二年の台湾塩務局と台湾樟脳局の設置により、元殖産課員の有田・小西が課長・支局長に任命され そのため、 「殖産報文」 には、 台湾総督府の殖産課が「殖産報文」として纏めていくことが不可能になっていっ 各地方庁や各地方の課員からの報告が多くを占めていく。

それを裏付ける文書として、明治三〇年一一月四日の殖産課長木村匡から台湾総督乃木希典と民政局長曽根静夫

課の事務施行上に関する条項の回覧文書から見ることができる。その内容は、 、の殖産課の事務施行上における伺書および同月六日の木村殖産課長より沖・有田・柳本の技師三名に宛てた殖産 第 殖産課ノ事務ハ之ヲ大別シテ普通ノ行政ト学術技芸ニ渉ルモノトス普通ノ行政ハ専ラ総督府 一般ノ政

官トノ権域ハ専ラ茲ニ存ス シテ及技術官トシテ研究スル所ノ学理ヲ標準トシテ之ヲ解釈スルコトヲ主トセサルヘカラス事務官ト技術 務ト相関聨スルヲ以テ其斟酌ハ一ニ課長ノ操縦スル所タルヘシ若夫レ学術技芸ニ渉ルモノニ就テハ学者ト

云へ八前途大イニ殖産事務ヲ増スコト、ナルヘシ ハ之アルヘシト雖モー方ニ於テ減スルモー方ニ増スアルカ故ニ全体ニ於テ増減ナキノミナラス全体ニ就テ 務ハ決シテ収縮ヲ許サス台湾全体ヨリ云へハ殖産事務ノ分量ヲ減スヘカラス総督府ノ事務ヲ地方庁ニ分ツ 殖産ノ事務ハ外観ニ於テ収縮セラルヘシト雖是唯其身分ノ置場所ヨリ云フ所ノ言ニシテ台湾ノ殖産事

ト雖其成績ヲ継キ益ニ其進行ヲ図ルヘシ断シテ之ヲ躊躇スルヲ得ス 補 (水産) 鉱山 森林 移民地ノ調査ノ如キ現ニ着手中ノモノハ其方法ヲ変更スルコト之アルヘシ

第四条 ヲ取リ総督府ハ専ラ其監督ニ任スヘシ其程度ハ各事務ノ主任ニ於テ之ヲ研究シテ提議スルヲ要ス殖産部全 関ハ充実セリ性質上便宜上地方庁ニ委スルヲ便トスルモノハ当然其職権ニ属スルカ之ヲ委任スルカノ方法 地方機関ノ整備セサルニ方テハ其事務ヲ中央部ニ統括スルハ止ヲ得サルノ勢タリト雖モ今ヤ地方ノ機

体ノ権衡ヲ図ルカ為二八別ニ協議スヘシ

第五条 唱フルモノアリ総督府八間接二之ヲ幇助シテ其成立ヲ勉メントス 商業上ノ趨勢ヲ講スルカ為ニ商業ノ団体ヲ組成スルハ必要ナル事項タリ今ヤ民間ニ於テモ之カ急要ヲ

第六条 命令ノ変更ニ及ホサントス ルアルヲ以テ成ルヘク命令ノ範囲内ニ於テ行政上ノ取扱ヲ簡ニスルヲ勉メ十分成算アルヲ認メタルノ後ニ ルカ故ニ慎重ナル調査ヲナシ以テ之ヲ貫徹スルヲ勉メサルヘカラス但屡ニ命令ヲ変更スルハ事情ノ適セサ 政綱ヲ簡易ニスルハ已ニ 聖旨アリ故ニ人民ニ直接ノ関係アル殖産上ノ法規ハ可成簡短ナラント欲ス

画スルニ任セントス但実際其移住民アルニ方テ行政上ヨリ公力ノ保護ヲ要スル条件ハ別ニ研究ヲ要スル問 当ナル地所 移住民ノ計画ハ政府自ラ之ヲナスハ今財政ノ劇カニ許サヽルモノアリ故ニ殖産課ハ此際可成移住ニ適 ノ調査ヲ ≒ [求] (勉) メ其成果ハ之ヲ世間ニ公ニシ以テ弘ク公衆ノ参考ニ便シ人民ノ自ラ計

第八条 カニ調査ノ結局ヲ要スヘシ 度量衡ノ調査八已二其歩ヲ進メツ、アリト云フ其統一ヲ欠テハ国ノ品位ニ関スルヲ以テ成ルヘク速ヤ

題タリ

第九条 所タルノミナラス事ノ学術上二渉ルモノハ総督府専ラ之ヲ勉メサルヘカラス故ニ蕃語ノ研究森林ノ造成方 蕃地撫育蕃地山林ノコトハ今ヤ撫墾署ト倶二地方庁二移サレタリト雖モ其調査八専ラ総督府 ノ任スル 本島

法 ノ如キハ総督府ニ於テ益々之ヲ奨励スルヲ要^(®)

撫育や蕃地山林については地方庁へ移管されたが、 仕事としては、産業上の調査、移住民のための地所調査、度量衡の調査などがまだ調査着手中であり、 組織上においては縮小したが、 殖産課の仕事は、 学術技芸に渉り学者として技術官として研究するもので、 台湾の殖産関係は益々事務量が増えていくであろうと述べている。 蕃語の研究や森林の造成方法などの学術上のものについ また、 殖産の事務は部から課へと また、 また、 殖産課の 蕃地

おける事務処理をより複雑化させたと言えよう。 査および事務処理量は増大するという矛盾をかかえることになった。 総督府において奨励すべきものであると述べている。このように、組織の上では縮小した形となったが、 明治三〇年における組織の改編は、 殖産課に 実際の調

部殖産局が「本書ハ嘱託出口雄三ノ調査編纂セシモノニシテ印刷ニ附シテ参考ニ供ス」として鉱務課により編纂し た本書の緒言において次のように記述されている さらに、この組織の改編の複雑化させた原因について、「大屯火山彙地質調査報文」 を発行した台湾総督府民政

成セントセリ爾後三年間其成績見ルベキモノアリト雖三十一年該官制ノ廃止ト共ニ本調査八廃止ノ不幸ニ遭遇 勢ノ進歩ト共ニ四十二年七月発布殖産局分掌規定ニヨリテ鉱務課ニ地質係ヲ置キ地質調査ニ関スル事項ヲ掌ラ セリ其後民政部殖産局鉱務課ニ於テ鉱物調査トシテ事実上傍ラ地質調査ノ事業八行ハレツ丶アリキ然レドモ時

『丿地質調査八明治二十九年四月民政局官制発布セラル、ヤ全島予察調査及精察調査ヲ八箇年計画ヲ以テ完

査所二於テ行ハル、ガ如ク[®] シムルニ至リ爾後五年計画ヲ以テ本島地質精察調査ハ開始セラレ目下続行中ナリ今本島ヲ現下農商務省地質調

337 として、 明治三一年の台湾総督府官制の改正により、 殖産部による調査は廃止されたことを、 そしてそれを「不幸

338

ても調査中であること、前述した塩業調査においても農商務省が行っているように、殖産に関する調査を本国政府 月の規定により鉱務課の地質係により五年計画で行われるようになったことを記している。また、 しかし、 殖産局鉱務課においては鉱物調査として地質調査の事業は引き継がれたこと、またこの調査も四二年七 農商務省におい

二遭遇セリ」と記しているように調査の廃止は制度上による改編がもたらした不幸な出来事であったことを示して

ルコト能ハス故ニ便宜上地域ヲ画シテ調査スルヨリ外ナク他日蕃界ノ討平ト共ニ全島地質精察調査ヲ完了セン ラズ本島中央山地山地八馘首ヲ事トスル蕃人ノ跳梁スルアリテ容易ニ入ルコトヲ許サズ之レヲ秩序的ニ踏査ス 本島ノ地質調査八内地二於ケルト事情ヲ異ニス単ニ風土ノ瘴癘、交通ノ不便、 コトヲ期ス既ニ調査ヲ了シタル部分ハ漸次刊行シテ学術上及実業上ノ参考ニ供セント欲ス今茲ニ大屯火山彙地 言語ノ相違等ノ阻害アルノミナ

質調査報文ヲ公刊スル所以ナリ

も進めていることがわかる。 さらに

ヲ表ス野外ノ調査ニ関シテハ技手朝日藤太夫ノ補助ヲ俟ツコト多ク又地質図ニ関シテハ曩ニ当課ニ於テ出版セ 本報文ノ刊行ニ関シテハ鉱務課長技師福留喜之助及技師細谷源四郎両氏ノ忠言及校訂ニ預ルコト多ク茲ニ謝意 シ三十万分一台湾地形地質鉱産地図ヲ延図シテ地質頌布ヲ著色セリ総テ技手吉倉清次郎及技手朝日藤太夫ノ調

は漸次刊行して学術上および実業上の参考に供せんとしてこの「大屯火山彙地質調査報文」を公刊したものである として、「蕃界」の鎮圧と共に全島地質精察調査は完了する時期に達していること、既に調査が完了している部分

と記されている

湾鉱物調査報告」が、 参考二供ス」として明治四四年九月三〇日に刊行されている。 このほか、 さらに、明治三九年三月三〇日に台湾総督府民政部殖産局は、「台湾水産概況」を発行している。 巻第一冊二詳細ナル調査アルモ各方面二由リ調査ノ目的ヲ異ニシ精粗一様ナラス未タ全般ニ亙リ斯業ノ状況ヲ 台湾総督府技手伊藤祐雄ノ担任編纂セルモノニ係ル曩ニ殖産部報文第一巻第一冊殖産報文第一巻第一冊及第二 「鉱山地質調査報文」が、 台湾総督府民政部殖産局鉱務課により「岡本要八郎ノ調査編纂シタルモノナリ印刷ニ付シテ 台湾総督府民政部殖産課より明治三三年六月三〇日に発行されており、「台 この緒言には、

台湾総督府の殖産政策における史料学的分析 (東山) 二巻第一冊と三冊に分かれて編纂され、 すると述べている とあるように、台湾の水産業に関しては、殖産部報文の第一巻第一冊と殖産報文の第一巻第一冊および殖産報文第 さらに、明治三九年に漸く概況書なるものを纏めることになったことも、それまでの殖産部の改編がこれまでの調 水産業において一括した概要書がないためにここにおいて、一般に知らしめるためにこの「台湾水産概況」を刊行 このように、台湾統治当初においては、調査目的も多岐にわたっていたことがこの緒言から窺うことができよう。 括シタルモノナシ乃チ本書ヲ公行シ本島斯業ノ概要ヲ知ラシメント欲気 内容においても、 各方面にわたっているために調査目的が一貫しておらず、

を示している 課が保存管理していたものであろう。この「3冊ノ内1」の記述から、この概況書は三冊あり、まだ二冊あること

況書には、「官房文書課9門4類第29号3冊ノ内1」とゴム印と手書きにより記されていることから、

官房文書

査をさらに編纂刊行することを容易にさせなかったのではないかと考えることができないだろうか。 また、この概

339 これらを総じて、 官制改正後においても、 各課各係において調査は続けられ、 「殖産報文」 を引き継いで各調査

同年、従来、

における「報文」として編纂され刊行されており、

またこれまでの

「殖産報文」をさらに編纂して刊行されていた

明治三四年以降の殖産に関する組織を見ていこう。

する事項は警察本署の警務課が、 山林及蕃人取締に関する事項は保安課が管掌することとなる。

原住民に関する事務は殖産課に属していたものを、事務は殖産課が管掌するが、

一部分の隘勇に関

と取締は警察において掌理することとなる。同四二年、殖産局は、 は警察本署保安課の掌理とする処となり、権度課は製作検定などの技術方面の事務のみ担任し、事務の性質上普及 主管に移管させた。次いで、同三九年四月訓令第八〇号、従来殖産局権度課の主管に属していた度量衡取締の事務 しかし、同三六年四月訓令六二号により、殖産局拓殖課の主管に属する原住民に関する事項を一切を警察本署の

き、同四四年に内務局を廃止して地方部が設置され、殖産局には、 工課・権度課・移民課及林野調査課が置かれた。 また、 臨時台湾糖務局を廃止して殖産局に統合させている。

庶務課・農務課・糖務課・林務課・鉱務課・商 農務課・商工課・林務課・鉱務課・権度課を置

大正八年六月二八日、民政部に内務・財務・逓信・殖産・土木・警務の六局と法務の一部を置き、

通信局に附属

課・糖務課・鉱務課・商工課・水産課の六課となり、大正九年九月一日に、殖産局に営林所とその出張所が置かれる。 警務局を設置し、 していた測候所及び灯台を逓信局に附属させた。 警視総長を警務総長に改め、警務局長を以てこれに充てることになった。 また殖産局には、 獣疫血清製造所を置き、 警察本署を廃止して、 殖産局は庶務課・農務

大正一三年に殖産局は、 庶務課・特産課・農務課・商工課・山林課の五課となった。 その後、

翌年八月二日に、

殖産局に度量衡所が置かれる。

日に殖産局は殖産局と米穀局に分かれ、 同一八年一二月一日に行政機構整備実施のため総務局を廃止し、 昭和一四年七月 国土局

たのである。 殖産局・食糧局は、 鉱工局・農商局と改められたため、 「殖産」 という名称は、 昭和一八年一二月を以て廃止され

このように、

台湾総督府の組織は、

土地開発

(原住民対策)・殖民

(移民) および灌漑などを含む産業、

専売などの事業において、殖産・樟脳・塩務・糖務・製薬所などの管轄部署をめぐり改組がなされ、 専売局は、台湾経営の中心的役割を果たしてきた。 新渡戸稲造が第四代台湾総督である児玉源太郎につい 殖産部および

日本人は議論を好む国民であると思ふ、それと同時に日本人は何でもすることに実例を求める傾向が強いと云

ふやうに見えてならない、何事をなすにも先づ何処かでやつて居るとか、何時実行したかときいて実例を求め

設された台湾総督府の附属機関として、台湾を産業的に経済的に向上させてきた台湾総督府専売局の機関雑誌は、 と評価をしたように、日本人は台湾を利用するというよりも、新しいことを企画し、実行することで、 台湾を発展させてきたと言えよう。大正期の第七代総督である明石元二郎もまた同様である。 きな日本人にとつて台湾統治の上によい実例を残された方である。 る、その実例が如何なる処であつても実行して居ると知れば安心して初めるのである。児玉総督はその実例好 明治三四年五月に開 結果として

台湾の発展振りについて、 るが一面為政者の統治の宜しきを得官民融和して本島の開発に貢献寄与したること見逃すことは出来ぬ顧るに 僅かに四十年本島の文物制度改まり今や旧面目を一新するに至つたこれ偏に至仁至慈の御聖徳によるものであ

が其の基礎は官業を租税就中専売事業の収入に因るものである。 本島財政は明治三十八年以降全く国庫の補足を受くることなく独立し加之母国の会計を補佐すること、なつた

Ł 台湾総督府の台湾運営と台湾の専売事業政策の成功を強調している。

342 活に至るまでの徹底した調査が、今日の台湾総督府を支えていることをものがたっていよう。 定する上で肝要である各地方の地理・地形から農業・林業・漁業・塩業・糖業・鉱業などの産業、そして住民の生 有初期から殖産部を中心に台湾総督府官吏らによって行われてきた調査と分析が基盤にあったからである。 塩・樟脳・煙草・酒を専売する官営企業の特色をもつ附属機関である。この専売業の成功は、 政策決

おわりに

明治二九年に殖産局の分課規程を制定の際に、 橋口文蔵殖産部長は同年二月一四日に水野民政局長へ、 次のよ

うな内申書を提出していた。ここで橋口は

張ス可キ本島ニ於テハ官有□□ニ関スル事務モ亦殖産部ニ付セラ□□際上便利少カラス就テハ当部主管□□中、◎ 墹 処分ス可キ地理ノ事務八□□部ニ付セラル蓋シ内務省農商務□□織ニ則ラレタル者ナルヘシト雖६□□業ヲ拡 移住民ノ増加ニ随ヒ官有地ノ払下貸下ヲ要スルハ勿論今後清国人ヨリ没収シテ官有ト為スヘキ土地へ漸次内地 殖民事業ヲ拡張シテ本島ニ内地人ヲ増殖スルハ政策上最モ急務ニ有之然ルニ殖民ト土地トハ密接ノ関係ヲ有シ 「官有地払下貸下ニ関スル事項」ノ□□増補相成度此段内申仕候也® 人ヲ移ス等皆殖民事業ノ範囲ナラサルハ無シ然ルニ民政局ノ章程タルヤ拓地殖民ノ事業ハ殖産部□

加すべくことを上申していたのである。 い官有地の払下貸下を殖産部の主管とし、そのために殖産局の分課規程中に「官有地払下貸下ニ関スル事項」を追 湾を退去するであろう清国人の土地に内地人を入植させるといった、殖民事業拡張のため、 内地人の移住増加に伴

として、台湾統治の柱の一つとしての内地人の入植と殖民事業を掲げるととともに、下関条約第五条の関係から台

このように、 橋口殖産部長は政策上最も急務な事業として殖産事業を掲げ、 殖民と土地の問題を考慮して、 産業

と情報収集及びその提供による資源や産業基盤等に関する情報の共有化が図られていたのであり、 開発のための調査を台湾領有初期の段階ですでに始めていたのであった。台湾運営を軌道に乗せた第三代民政長官 後藤新平の名声は高いが、後藤長官のインフラ整備事業の背景には、 台湾にとっては、 いた当時の台湾の開拓者たちの名前も忘れてはならないであろう 台湾総督府の殖産部員は、 殖産部は総督府の組織の中でも重要な地位に立っていたのであった。 優秀な調査員であり、 収集家であり、 報告者でなければならない。 それ以前の草創期台湾総督府官僚による調査 そのため、 それを推進して

当時の

台湾総督府の殖産政策における史料学的分析 (東山) には、 酷なものでもあったことが判る。 台湾を領有した当初の台湾島踏査には、 ある台湾総督府軍務局陸軍部第一課員深堀安一郎大尉探検隊は、 未開の地を開拓するには、 しかし、当時の未開地における調査には危険が伴うものであった。 台湾総督府民政部殖産局蕃務課員の台湾総督府技師原音吉林学士も含まれていた。このことからも、 実態と実情を正確に掌握するための調査を行うことが最も重要な課題となる。 戦地へと赴くのと同様の死をも覚悟の上で実施しなければならない 一四名全員が殺害されたという。 その探検隊の中 明治三〇年春に行われた蕃界地への探検隊で 日本が その中 ほど過

343 務処理量は増大するという矛盾をかかえることとなった。 そのため、 しかし、 明治三〇年における台湾総督府の組織の改編により、 組織上縮小した殖産部にとって、 殖産部における人手不足とともに「殖産報文. 実際の調査や事

心的な役割を務めたのが、台湾総督府の殖産部であった。

台湾領有初期から殖産部の技師らによって行われてきた

実地調査の地盤があったからこそ、その後の殖民殖産政策が進行していくことができたのである

散することで、台湾の殖産事業は拡大していった。 必要性がなくなったともいえよう。その後の殖産部は、

ここで取り上げた「復命書」と「殖産報文」は、殖産部の技師が、政府の政策決定において重要な役割を果たし

樟脳・塩務・糖務・製薬所・作業所などの部署に仕事が分

てきたことを証明している。また、殖産部の報告が、「殖産報文」という刊行物や「台湾日日新報」の新聞に掲載

されることにより、広く一般へと情報が提供されていたことを示していよう。

一方で、正確に分析した調査報告書として提出した「復命書」や「報文」が、「台湾総督府公文類纂」に綴られ

ていること、さらに、有期保存文書でありながら永久保存文書と同様に扱われ、廃棄されなかった一五年保存文書

にも綴られていることからも、政策決定までの記録を残し、記録を伝えることの重要性を台湾総督府文書から知る

このことから、台湾総督府文書は、台湾総督府という統治機関の行政文書であり、政策決定過程を記録した貴重

な歴史史料であることを忘れてはならない

ことができた。

1 『台湾総督府民政局殖産部報文』第一巻第二冊、八一頁

東山京子解説「台湾総督府文書と殖産報文」(『殖産部史料』一頁~三五頁、二〇一一年)。

3 番号〇〇〇四二)。 「小林一生ト田代安定ノ総督府採用ノ件」(『自開府至軍組織中台湾総督府公文類纂永久乙種第一巻』 第三五文書、

5 「田代安定翁小伝」(『田代安定翁』、故田代安定翁功績表彰記念碑建設発起人・昭和五年八月五日、八頁)。 15

前註5、七八頁。

16

同上、二二頁。

345

総督府公文類纂永久追加第一巻』第五九文書、簿冊番号〇〇一一九)。「元台湾総督府技師田代安定二恩給証書送付ノ件」 (『大正五年台湾総督府公文類纂永久保存第二巻』第一一文書、簿冊番号〇二四七七)。 その後田代は、 翌三〇年の一〇月

「台湾総督府雇員田代安定ヲ台湾総督府民政局技師ニ任シ殖産部拓殖課兼林務課勤務ヲ命スルノ件」(『明治ニ九年台湾

7 6

同上、九頁

- ○日に台湾総督府技師に任じられ、民政局殖産課勤務、殖産課拓殖係兼林務係を命じられている
- 前註5、一〇頁。
- 9 8 「台湾総督府技師田代安定ニ植物調査ヲ嘱託スルノ件」(゚明治三一年台湾総督府公文類纂永久追加第三巻 _。 第五八文書
- 簿冊番号〇〇三三四)。

10

前註5、一一頁。

- 11 同上、一二頁
- 13 12 巻』第八文書、簿冊番号○○七九九)。 「台湾総督府技師田代安定ニ恒春熱帯植物殖育場兼勤ヲ命スルノ件」(º明治三五年台湾総督府公文類纂永久追加第 前註5、一四頁

八

- <u>14</u> 番号〇二四七七)。 「元台湾総督府技師田代安定二恩給証書送付ノ件」(『大正五年台湾総督府公文類纂永久保存第二巻』 第一一文書、
- 17 このほか、田代の著作には、「鹿児島県柑橘図譜」・「八重山調査報告書」・「日本産紅樹の説」・「海南諸島植物雑説」・
- 育場報告」を含めて一四点である 、台湾街庄植樹要鑑」・「日本苧麻興業意見」・「台湾行道樹及市村植樹要鑑」・「台湾造林主木各論」など、「恒春熱帯植物殖 |沖縄桑」・「鹿児島県中之島丿植物」・「八重山列島各属島」・「澎湖列島自生植物第一報第二報」・「台東植民地予察報文」・
- 18 前註5、一四頁~一六頁

- 19 「元台湾総督府技師田代安定に林業に関する事務嘱託の件」(『大正四年台湾総督府公文類纂永久保存第三巻』 簿冊番号〇二四五六)。 第四三文
- (20) 前註 5、一六頁。
- 21 前註5、一七頁。田代安定は、安政三年八月二二日に鹿児島県鹿児島市加治屋町に生まれる。享年七三歳
- (22) 「台湾日日新報」第一〇六一九号、七頁、昭和四年一一月九日。
- (23) 前註2、参照。
- (24) 『台湾総督府民政部殖産報文』第二巻第二冊、一二頁。
- (25) 『台東殖民地予察報文』、四頁。
- (26) 同上。
- 27 『台湾総督府民政事務成蹟提要』は、明治二八年分から昭和一七年分までの第一編~第四八編まで作成されている。
- 28 「諸報告取扱及文書取扱図解」(『明治二八年台湾総督府公文類纂永久乙種第六巻』第五八文書、簿冊番号〇〇〇一七)。
- 30 29 『台湾新報』明治二九年八月二四日・月曜日、第一四号・一頁、明治二九年八月二八日・金曜日、第一五号・一頁、明 「淡水水産調査復命」(『明治二九年台湾総督府公文類纂十五年保存第一巻』第二六文書、簿冊番号〇四四九八)。
- 31 「明治二九年──月中民政局殖産部事務成蹟提出丿件」(゚明治三○年台湾総督府公文類纂永久保存第一○巻。 第二七文
- 書、簿冊番号〇〇一五五)。

治二九年九月一日・火曜日、

第一六号・一頁。

- (32) 同上。
- (33) 前註29同掲
- 34 七文書、簿冊番号〇四五〇六)。 「八戸道雄外一名新竹支庁及苗栗出張所管内林務調査復命書』(『明治二九年台湾総督府公文類纂十五保存第九巻』、
- (35) 「雲林地方出張八戸技師復命書」(前註29、第二五文書)。
- (36) 「月岡技手宜蘭奇莱地方林況調査復命書」(前註34、第一九文書)。

- 38 「澎湖島地質調査報文」(『明治三二年台湾総督府公文類纂永久追加第追一二巻』第六文書、 簿冊番号〇〇四三二)。
- 39 同上、第七文書
- $\widehat{41}$ $\widehat{40}$ この冊子は、刊行年月日は書かれていない。個人が収集したものか、「故伊能嘉矩氏蒐集」のゴム印が押されている。 『台湾塩業調査復命書』、農商務省水産調査所、 有斐閣、 明治三一年八月一五日発行、二頁
- $\widehat{43}$ $\widehat{42}$ 同上、四五頁。 同上、四一頁。
- 45 $\frac{2}{44}$ 「台湾総督府民政局官制」、勅令第九〇号・明治二九年三月三〇日 (同上、四九一頁~四九二頁)。 「台湾総督府条例」、勅令第八八号、明治二九年三月三〇日 (『官報』第三八二三号・明治二九年三月三一日、四九〇頁 ·四九一頁)。
- 台湾総督府の殖産政策における史料学的分析 (東山) 47 $\frac{2}{46}$ 〇一二四)、明治三〇年六月 (『台湾総督府報』 〇〇五六)、『台湾総督府警察沿革誌』第一巻・一九三三年、七五頁。 「台湾総督府民政局事務仮規程制定ノ件」(『明治三○年台湾総督府公文類纂永久甲種第四巻』第一二文書、簿冊番号○ 「台湾総督府民政局各部分課規程制定ノ件」(『明治二九年台湾総督府公文類纂永久甲種第二巻』 第一〇四号・明治三〇年六月二二日、三三頁~三六頁)。 第二文書、 簿冊番号()
 - <u>49</u> (48) 「台湾総督府官制」、勅令第三六二号、明治三〇年一〇月一三日 (『台湾総督府報』第一八七号・明治三〇年一〇月三〇 「台湾総督府行政事務規程」、訓令第一三六号、明治三〇年一〇月二八日 (『台湾総督府報』第一八六号・明治三〇年一 四〇頁~四 一 頁)。
- 50 八七頁)。 〇月二八日、三八頁)。 「台湾総督府官制」、 勅令第一○六号、明治三一年六月一八日 (『台湾総督府報』 第三一七号・明治三一年六月三〇日、
- 51 治三一年九月二九日の訓令第二六八号 (『台湾総督府報』第三七九号・四四頁) にて削除される 「台湾総督府官房及民政部分課規程」、訓令第一四九号、 明治三一年六月三〇日 (同上、 八五頁)。 この内、 調査課は明

九頁~五〇頁)

- <u>53</u> <u>52</u> 「台湾塩務局官制」、 「台湾総督府製薬所官制」、勅令第九八号、明治二九年三月三〇日₍前註42同、 勅令第五一号、明治三二年三月一三日 (『台湾総督府報』第四八七号・明治三二年三月二六日、四 四九六頁~四九七頁)。
- <u>54</u> 四九頁~五〇頁)。 「台湾樟脳局官制」、勅令第二四六号、明治三二年六月一○日 (º台湾総督府報 。 第五四五号・明治三二年六月二三日、
- <u>5</u>5 二三頁~二四頁)。 「台湾樟脳局官制」、 勅令第三〇二号、明治三三年七月一三日 (『台湾総督府報』 第七八七号・明治三三年七月二四日、
- $\widehat{\underline{56}}$ 「台湾総督府専売局官制」、勅令第一一六号、明治三四年五月二三日 (『台湾総督府報』第九六六号・明治三四年六月一 五頁~六頁)。
- 57 「台湾総督府官房並民政部警察本署及各局分課規程」、訓令第三五四号、 五一四号・明治三四年一一月一一日、二三頁~二五頁)。 明治三四年一一月一一日 (『台湾総督府報』

第

- (58) 『職員録』参照。
- (5) 「殖産課事務施行上ニ関スル条項」("明治三〇年台湾総督府公文類纂永久甲種第四巻』第四〇文書、簿冊番号〇〇一二
- 60 「大屯火山彙地質調査報文」、台湾総督府民政部殖産局、 明治四五年三月三一日、 一頁
- (61) 同上、二頁。
- (62) 「鉱山地質調査報文」、台湾総督府民政部殖産課、明治三三年六月三〇日
- (63)「台湾鉱物調査報告」、台湾総督府民政部殖産局、明治四四年九月三〇日
- (65) 『警察沿革誌』第一巻、一〇五頁

64

「台湾水産概況」、台湾総督府民政部殖産局、

明治三九年三月三〇日

66 八号・明治三六年四月四日、六頁)。 「台湾総督府官房並民政部警察本署及各局分課規程」、訓令第六二号、 明治三六年四月四日 (『台湾総督府報』 第一三一

<u>72</u>

同上。

- <u>67</u> 四五号・明治三九年四月一一日、二四頁)。 「台湾総督府官房並民政部警察本署及各局分課規程」、訓令第八〇号、 明治三九年四月一一日 (『台湾総督府報』 第一九
- <u>68</u> 八一九号・明治四二年一〇月二五日、八五頁~八七頁)。 「台湾総督府官房並民政部各局及蕃務本署分課規程」、訓令一五四号、明治四二年一〇月二五日_{(『}台湾総督府報』 第二
- 69 「台湾総督府官房並民政部各局署部分課規程」、訓令第一八七号、明治四四年一〇月一六日 (『台湾総督府報』 号・明治四四年一〇月一六日、四四頁~四七頁)。 第三三五
- 71 $\widehat{70}$ 八号、五一頁)。 「台湾総督府官制」、勅令第三一一号、大正八年六月二八日 (『台湾総督府報』大正八年七月八日・第一八七六号、二四 「臨時台湾糖務局官制」、勅令第一六三号、明治三五年六月一八日 (『台湾総督府報』明治三五年六月二八日・第一一七
- 74 (33) 「台湾総督府官房並民政部事務分掌規程」、訓令第一〇〇号、大正八年六月二九日 (『台湾総督府報』号外・大正八年六 月二九日、一頁~四頁)。 「台湾総督府官制」、勅令第三四八号、大正九年九月一日 (『台湾総督府報』第二一九四号・大正九年九月一日、
- (5) 『台湾総督府官制』、勅令第三六○号、大正一○年八月二日(『台湾総督府報』第二四四六号・大正一○年八月一一日、 |五頁)。
- 76 年一二月二五日、四頁~六頁)。 「台湾総督府官房並各局事務分掌規程」、訓令第一〇二号、大正一三年一二月二五日 (『台湾総督府報』 号外・大正一三
- 77 78 二三一頁)。 「台湾総督府官制」、 「台湾総督府官制」、 勅令第八九七号、昭和一八年一二月一日 (『台湾総督府官報』 勅令第四二四号、 昭和一四年七月一日、(『台湾総督府報』第三六二七号・昭和一四年七月八日、 第四九九号・昭和一八年一二月一日

- 79 「酒専売の計画と実蹟」(『専売通信 創刊十周年記念特輯号』、台湾総督府専売局・昭和七年一二月二八日、一三四頁)。
- 80 「明石元二郎関係資料」中京大学社会科学研究所台湾史研究センター、二〇一〇年、参照
- 81 『専売事業の人物』、台湾実業興信社・昭和一二年二月二六日、一頁。

深堀安一郎探検隊と長野義虎意見書からの一考察 」 (『社会科学研究』第三二

82 「殖産部長分課規定意見」(『自開府至軍組織中台湾総督府公文類纂第二巻』第三一文書、簿冊番号〇〇〇〇二)。

巻二号、二六九頁~二九八頁) を参照 「台湾領有初期における対原住民政策